

1 [設問1]

2 | 1. まず、EのFに対する甲社の株式譲渡が甲社との関係で
3 効力を生ずるか。

4 | 甲社は会社法上の公開会社ではないため、株式の譲渡
5 が会社との関係で効力を生じるためには、取締役会での承認
6 を要する。

7 | そして、本件では、Eは自己の所有する甲社株式を譲渡したとして、
8 甲社に対し、株式譲渡承認請求をしている。(会社法(以下略)
9 136条)。しかし、甲社はEからの上記請求に対し、何ら応答
10 をせずに、「二週間」(145条1号)が経過している。したがって、
11 甲社は、EF間における株式の譲渡につき、みはし承認を
12 したことにほるといえそうである。

13 | 2. もともと、甲社がEに応答できなかったのは、Aが当該請求
14 があったことを他の取締役にも伝えなかったことに起因する。
15 したがって、これは「通知しなかった場合」(145条1号)に当たると
16 言えるかが問題となる。

17 | ここで、譲渡承認請求者は、会社の内部事情を把握することは
18 困難といえる。そうだとすれば、当該譲渡承認請求者の地
19 位を保護するため、取締役の行為に瑕疵がある場合でも
20 「通知しなかった場合」にあたるべきである。

21 | したがって、本件では、従来通り、みはし承認がはじかれた。

22 | 3. 次に、甲社が平成25年総会でFを株主として扱うことが
23 できるかが問題となる。

1 本件では、Fは株主としての名義書換手続を経していない以上、
2 甲社としては、Eを株主とすれば足りるFウにも思える。

3 もとも、同書換えについては、会社が株主について画一的
4 処理をやることに目的がある。そうにとすれば、会社は自己の
5 危険において、Fを株主として扱うこともできるというべきである。
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

[設問2] (1)

1. 報酬決議について

Aは、平成25年総会において、議案に上がってはいなかった。
取締役の報酬に関する決議を行っている。これは総会取
消の訴えの取消原因(831条1項1号)に当るが。

そもそも、取締役設置会社においては、議案に掲げる事項以
外について決議することができない(309条5項)。

したがって、決議の方法は法令違反がある。

また、上記法令違反は、「違反する事実が重大では」とは言え
ず、裁量棄却(831条2項)も存しない。

2. Qが有している株式についてBによる議決権行使を無効としたこと
について。

本件^{では} ~~は~~ Qの有している株式は、A、B、Cが相抗人として、
相抗していた。当該株式については、A、B、C間では準共有(民法898
条)であり、民法264条の適用を受ける。

もともと、会社法106条本文が「法令に特別の定めがある」(264
条)場合にあり、当該権利行使については、権利行使者を

一人決めた会社に専断すれば足りる。

本件では、過半数持分を有するBとCがBを権利行使者と定める通知をしている。

したがって、BがQの有する株式を権利行使したことは適法である。ゆえに、Aの行為には、決議の方法に取消原因が存在する。

一方、上記違反についても、「違反する事実が重大ではない」といえる。裁量棄却はなされない。

3. ^{特別}利害関係株主たる取締役の決議について

Aと取締役が本件報酬決議に参加したことは、83条1項3号の取消原因を形成しない。

ここで、特別利害関係株主とは、問題となる議案の成立により、他の株主と共通しない特殊な利益を獲得し、又は不利益を免れる者のことをいう。

本件では、総会決議において取締役の報酬が引き上げられる決議がなされている。これは、現存する会社の利益を取締役に還元するもの（即ち、剰余金の配当などが減少し、他の株主に不利益が生ずるおそれがある）。

したがって、他の株主と共通しない利益を獲得し、Aと取締役は、特別利害関係株主にあたれる。

よって、本件では、Aと取締役が「著しく不当な決議」がなされている。

以上より、取消原因が存在する。なお、83条1項3号については、規定上、裁量棄却はなされない。

第 問

設問2(2)

甲社は、A、D及びGに対し、支払済みの報酬を不当利得として返還請求(民法703条)することが考えられる。

1. 本件では、上記のとおり報酬決議が溯及的に取り消されることにより、総会前の報酬額が維持される。

さらにこれでは、Aについては2億と2000万円との差額であり1億8000万円が「利得」となる。会社の「損失」ともなる。

2. さらに、D及びGに関しては、従来は取締役ではなかったことから、今回の報酬決議が未だ確定していない以上、全報酬額が「利得」となり、会社の「損失」ともなる。

3. さらに、上記につき、「法律上の原因」はみられない。

4. 以上より、甲社は、A、D及びGに対し、上記の金額の返還を請求できる。

設問3①

1. 上記11の時点においては、未だ募集株式発行の効力は生じていないことから、Bは募集株式発行の差止め^{請求}の~~請求~~²⁵(210条)と同請求を被保全権利とする仮処分²⁵の申立て(民事保全法23条2項)をすることが考えられる。

2. 同差止めの請求が認められるためには、株式の発行が「著しく不公正な方法」によるものであることを要する。

この「著しく不公正な方法」とは、不当な目的を達成するための手段として、募集株式を発行することをいう。これもまた、取締役が選任者たる株主構成に変更を与えることは、

1 会社法が定める機関権限分配秩序に反する結果となる。
2
3 ここで、当該発行の主要な目的が資金調達ではなく、取
4 締役が自身の支配権維持にあるときは、不当な目的を達
5 成り得るための手段として行われたと考え、「著しく不公正な
6 方法」にあると解する。

7 3. 本件では、Aは甲社における自己の支配権を確立する
8 目的で払込金を用意していた。また、AはB及びCが払い
9 込みの際に、資金調達が困難な時期に発行を行おう
10 ともしていた。

11 そうにすれば、Aによる発行は、会社の資金調達が^{目的}目的
12 自己の支配権を維持・確立することに主要な目的があったといえる。

13 4. したがって、本件発行は、「著しく不公正な方法」にある。

14 5. 更に、募集株式の発行の際の払い込みのために、Aは自身の
15 報酬を引き上げようとしていたことから、上記で述べたように、
16 株主が不利益を受けかねない」が認められる。

17 6. 以上より、Bによる上記請求は認められる。

18 [設問2]②

19 1. Bは上記12の時点においては、株式発行の効力が既に
20 生じていることから、効力発生後の「大筒目以内」(828条2号)におい
21 て、募集株式発行無効の訴えを提起することが考えられる。

22 2. まず、同無効事由については、会社法には具体的に
23 明記されていない。そこで、募集株式発行の際に生ずる
取引安全の要請が資金調達における手続の繁雑さを

（第 問）

1. 意味するて、重大は法令・定款違反のみが無効原因に
なるて解するべきである。

3. 本件においては、上記に述べた通りに募集株式の差止め原因
が存在する。すなわち、210条についての法令違反がある。
ここで、重大は法令違反かを検討する。

4. 甲社は、会社法上の公開会社ではあるため、株式発行の
際に生ずる株式の流通が起りにくく、取引の安全への要請
は、公開会社の場合に比べて後退するといえる。そのため、
取引の安全よりは、甲社内で生ずる支配権の変動を防ぐ
という利益の方が大きいといえる。

したがって、~~本~~公開会社では、甲社における210条違反
については、重大は法令違反であるとして、無効原因に
なる。

5. 以上より、Bに於ける上記訴えは認められる。
以上